平成２１年（フ）第１９４９２号
埼玉県羽生市大字下岩瀬992―９
債務者　浦伸二こと　ウラ　ディ　カルヴァーリョ　エジソン　シンジ
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４９３号
東京都調布市深大寺南町１丁目９―２
債務者　市川江位子
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５０５号
埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字上内478　わし宮団地１街区１棟304
債務者　庄司　直秀（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５１４号
茨城県取手市藤代163―５
債務者　稲城　光代
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５１５号
千葉県白井市清水口１丁目５―14―401
債務者　木村　誠子
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５１７号
東京都小平市天神町２丁目354―３―406
債務者　原田赫こと　姜　　赫
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５２２号
東京都足立区入谷９丁目９―５―101
債務者　渡邉　保人
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５２５号
東京都品川区小山台１丁目26―10―１―D
債務者　藤森　勝也
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５２８号
千葉県印旛郡印旛村平賀2690―４
債務者　田村美枝子
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５２９号
栃木県宇都宮市中戸祭町609―25
債務者　小川未紗子
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５３０号
埼玉県戸田市大字新曽2056―201
債務者　渡邉　　芳（旧姓石川）
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５３２号
埼玉県北本市朝日２丁目238　ワコーレＲＧ北本Ｄ―909
債務者　川名　梨絵
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５３６号
東京都清瀬市松山３丁目18―33
債務者　石井　正徳
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５３７号
東京都清瀬市松山３丁目18―33
債務者　石井トメ子
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５３８号
東京都清瀬市中清戸２丁目715―９―２
債務者　辻　　鈴枝
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５３９号
東京都板橋区常盤台３丁目６―17
債務者　経塚　順子
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部